

# 一般社団法人 人工知能学会 会員懲戒規程

## 第1章 総則

### 第1条 [目的]

この規程は、一般社団法人 人工知能学会（以下、「本会」という。）が本会定款第9条に基づき、本会の会員（以下、「会員」という。）に対して懲戒を行う場合において、懲戒に関する手続きが公正・迅速に処理されるために必要な事項を定め、本会の秩序を維持するとともに、本会の名誉および信用を保持することを目的とする。

### 第2条 [濫用の禁止]

この規則の適用にあたっては、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。また、本規則を濫用してはならない。

## 第2章 懲戒

### 第3条 [懲戒]

本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員を懲戒することができる。

- (1) 社会的モラルや品位に欠ける行為があり、それが本会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼす恐れがある場合
- (2) 反社会的な行為又は刑罰法令に触れる行為があり、それが本会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼす恐れがある場合
- (3) その他、本会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為、日本国の法律、又は本会定款もしくは規則に違反する行為がある場合

### 第4条 [懲戒の内容]

本会が会員に科す懲戒処分は以下の各号に掲げるとおりとする。これらは重複して科すことができる。

- (1) 嚴重注意 口頭にて注意し将来を戒める。
- (2) 戒告 文書にて注意し将来を戒める。
- (3) 委員の解任 委員会委員の職を解き、相当な期間を定めて委員の就任資格を停止する。
- (4) 学会活動停止 一定の期間を定めて学会活動を停止する。
- (5) 退会勧告 本会からの退会を勧告する。
- (6) 除名 会員としての資格を喪失させる。

2. 前項(3)の処分を受けた者は、委員の就任資格停止期間が解除された後に、新たに選出する委員会委員の候補者となることができる。

3. 1項(4)の処分を受けた者は、会員としての身分を保有するが、その処分を受けた時から処分期間が満了するまで、会員としての権利の行使を全て認められず、また、本会が主催あるいは共催する学術集会に対する演題の応募及び学会誌への論文の投稿ができない。ただし、学術集会や教育集会等への参加は学会活動停止中といえどもこの限りでない。学会活動停止の期間は、3年を超えない範囲内において、これを定める。ただし、刑罰法令に抵触する行為のときは、その量刑に応じて3年を超えることができる。当該会員は、停止期間中についても本学会の会費を納入しなければならない。会員資格停止中に退会した者は、本会に再入会することはできない。

4. 1項(5)、(6)の処分を受けた後に会員資格を喪失した者は、本会への再入会の資格も喪失する。また、対象会員は本会が主催あるいは共催する学術集会に対する演題の応募及び学会誌への論文の投稿ができない。ただし、学術集会や教育集会等への参加はこの限りでない。

### 第5条 [懲戒権者]

懲戒は、審査委員会の答申に基づき、理事会においてこれを審議し、理事会の決議に基づいて、会長がこれを行う。

2. 前項にかかわらず、会員を除名する場合には、理事会の決議に加え、第27条所定の手続を行う。

## 第3章 懲戒手続

### 第1節 審査委員会の設置

#### 第6条 [設置]

会長は、会員につき懲戒の対象となるおそれがある事案（以下、「対象事案」という。）があると認めたときは、理事会に対し審査委員会の設置を請求し、理事会がこれを設置する。

2. 会長は、審査委員会が設置された場合、速やかに、審査委員会設置の事実、対象事案の概要及び適用される第3条の規定を対象会員に通知する。

#### 第7条 [審査委員]

審査委員会の委員（以下、「審査委員」という。）は、理事・代議員（理事以外）・会員（理事・代議員以外）各1名以上及び本会外部有識者若干名から構成されるものとし、倫理委員会が委員候補者を理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。

2. 次の各号のいずれかに該当する者は、審査委員となることができない。

- (1) 対象会員又はその代理人、参加人若しくはこれらになろうとする者
- (2) 対象会員又は対象事案につき利害関係を有する者
- (3) その他審査の公正を害するおそれがある者

#### 第8条【役員】

審査委員会は、審査委員の互選により委員長、副委員長を定める。

2. 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### 第9条【招集等】

審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては会長が招集する。

2. 審査委員会の議長は委員長とする。

#### 第10条【審査事項】

審査委員会は、対象会員について、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 懲戒に係る被疑行為の事実関係の調査及び確認
- (2) 懲戒に付することの適否
- (3) 懲戒に付することを適とする場合は、相当と思量される処分の種類及び量定
- (4) その他審査委員会が必要と認めた事項

2. 審査委員会は、審査の過程において、対象会員以外の会員についても懲戒手続が必要と認めた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

#### 第11条【定数】

審査委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き、決議することができない。

2. 審査委員会の議事は、出席者の2分の1以上をもって決する。

#### 第12条【議事録】

審査委員会は、開催の都度議事録を作り、委員長及び出席委員2人が署名押印する。

2. 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び立ち会った職員の氏名
- (3) 議事の要領及び結果
- (4) その他委員長が必要と認める事項

3. 議事録の閲覧、謄写は認めない。

4. 議事録の署名押印は、電磁的な記録により本人証明ができる形式で代替することができる。

#### 第13条【弁明の機会】

審査委員会は、第10条の審査を行うにあたり、第15条以下の規定に基づき、必ず対象会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第14条【非公開】

審査委員会の議事及び審査は公開しない。ただし、審査委員会の承認を得た者は、議事及び審査を傍聴することができる。

### 第2節 聴聞

#### 第15条【聴聞の開催】

対象会員からの弁明の聴聞（以下「聴聞」という。）は、審査委員会が行い、委員長がこれを主宰する。

#### 第16条【聴聞の通知】

審査委員会は、聴聞を行うにあたり、対象会員に対し、聴聞期日まで相当な期間をおいて、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- (1) 聴聞の日時及び開催場所
- (2) 対象事案の概要および適用が見込まれる第3条の規定

#### 第17条【代理人】

対象会員は、審査委員会がやむを得ないと判断した場合、代理人を選任することができる。

2. 代理人は、対象会員のために、対象会員の審査に関する一切の行為をすることができる。
3. 代理人の資格は、書面又は電磁的方法で証明しなければならない。
4. 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した対象会員は、書面又は電磁的方法でその旨を審査委員会に届け出なければならない。

#### 第18条【参加人】

審査委員会は、必要があると認めるときは、対象会員以外の者であって利害関係を有すると認められる者に対し、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

#### 第19条【聴聞期日における審理方式】

聴聞期日は、委員長がこれを指揮する。

2. 委員長は、聴聞期日の冒頭において、対象事案の概要及び適用される第3条の規定を対象会員に説明する。
3. 審査委員は、聴聞期日において、対象会員若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を求めることができる。
4. 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞期日において、意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。
5. 審査委員会は、対象会員又は参加人の全部又は一部が出席しないときであっても、聴聞期日を開催することができる。
6. 聴聞期日は、審査委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

#### 第20条【陳述の制限及び秩序維持】

委員長は、聴聞期日に出席した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、重複した陳述を繰り返すとき、その他議事を整理するために必要なときは、その者に対し、その陳述、証拠提出等を制限することができる。

2. 委員長は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

#### 第21条【続行期日の指定】

委員長は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、新たな期日を定めることができる。

2. 前項の場合においては、対象会員及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の日時及び場所を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、聴聞期日に出席した対象会員及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

#### 第22条【対象会員・参加人の不出席の場合における審査の終結】

委員長は、対象会員の全部又は一部が正当な理由なく聴聞期日に出席しないと判断される場合は、新たな聴聞期日を定めることなく、審査を終結することができる。

#### 第23条【聴聞調書等の作成】

委員長は、聴聞期日を開催した場合は、以下の事項を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の日時及び場所
- (3) 聴聞期日に出席した対象会員、代理人及び参加人（以下、「聴聞関係者」という。）の氏名及び所属
- (4) 聴聞期日に出席しなかった聴聞関係者の氏名及び対象会員及び代理人については出席しなかったことについての正当な理由の有無
- (5) 聴聞関係者の陳述の要旨
- (6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (7) その他参考となるべき事項

2. 聴聞調書には、書面、図画、写真その他委員長が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

#### 第24条【理事会への答申】

委員長は、審査最終後、速やかに第10条所定の各事項について審査委員会の意見を記載した報告書を作成し、証拠、聴聞調書等とともに理事会に答申しなければならない。

2. 報告書には委員長が記名しなければならない。

### 第3節 審議

#### 第25条【懲戒の審議】

理事会は、対象事案について、審査委員会からの答申に基づき、対象会員に懲戒の要否及び懲戒を行う場合はその処分内容について審議を行う。

2. 理事会は、審議終了後、懲戒処分が科された場合はその内容と懲戒の対象となった事実及び根拠規定、懲戒処分が科されなかった場合はその事実及び理由の概要を速やかに対象会員に通知しなければならない。

#### 第26条【審査の再開】

理事会は、必要があると認めると認めるときは、審査委員会に対し、審査の再開を命ずることができる。

#### 第27条【除名の場合の社員総会の決議】

理事会は、対象会員を除名する旨の決議を行った場合は、次に開催される社員総会において対象会員を除名する旨の議題を上程し、社員総会は、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって議決を行う。

2. 前項の社員総会においては、対象会員の除名について決議を行う前に、対象会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 理事会は、対象会員に対し、総会の日から1週間前までに、第1項の議題の上程の事実および社員総会で弁明の機会が付与されることを、書面又は電磁的方法により通知する。

4. 会長は、対象会員を除名する総会決議がなされた場合、速やかに、対象会員に対し、書面又は電磁的方法によりその旨を通知する。

#### 第28条【不服申立て】

対象会員は、本会が行った懲戒処分について、第25条の通知を受領してから1月以内に、1度に限り不服申立てをすることができる。

2. 前項の不服申立てがあった場合、理事会は、不服申立ての内容を踏まえて対象事案について再度審議を行うものとし、その結果について、第25条2項に基づき対象会員に通知する。

3. 理事会は、前項の審議にあたり、再度審査委員会を設置し、必要な調査を行わせることができる。

4. 前項に基づき設置された審査委員会は、本規程に基づき改めて審査を行う。但し、再度対象委員の聴聞を行う必要がないと判断した場合は、聴聞を行わないことができる。

#### 第29条【審査委員会の解散】

審査委員会は、会長が懲戒を行いその効力を生じたとき、若しくは懲戒しない旨を対象会員に通知したときに解散する。

## 第4章 規則の変更及び廃止

#### 第30条【変更】

この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

#### 第31条【廃止】

この規則は、理事会の決議によって廃止することができる。

### 附則

1. この規則は、2024年3月21日から施行する。